

価格高騰対策低所得者世帯等支援給付金のご案内

(住民税均等割のみ課税世帯分)

確認書の返送が必要です

物価高騰による負担を踏まえ、特に家計への影響が大きい**住民税均等割のみ課税されている世帯**に対して給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

市役所が確認書(または申請書)を受理した日から**2~3週間後を目安**に指定の口座に振り込みます。

支給対象者(支給要件) ※ 詳しくは裏面へ

世帯全員が令和5年度の**住民税均等割のみの課税者**で構成する、

または**住民税均等割のみ課税者と非課税者**で構成する**世帯**

※ **世帯全員が別世帯の住民税均等割のみ課税者の扶養親族となっていない場合**に限る。

給付金の支給手続き

- 給付内容や確認事項が書かれた**確認書に必要事項を記載して**、同封の返信用封筒で市役所に**返送してください**。



※ 令和5年度の給付金において、振込を行った口座情報を印字して送付しております。(世帯主以外が受給されていた場合は、口座情報は記載されておられません。)

※ **振込口座が記載されていない場合や記載されていた振込口座を変更する**場合は、下記書類の写し(ア・イ)を確認書裏面に貼付して提出してください。

ア. 口座確認書類 (通帳の見開きのページやキャッシュカード等の写し)

イ. 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し)

※ 振込口座がない場合は、価格高騰対策支援給付金事務局までお問い合わせください。

● **提出期限 令和6年4月30日(火)** ※当日消印有効

留意事項

- ① 1人世帯で、確認書の提出前に世帯主が死亡された場合は、支給対象となりません。
- ② 支給要件の確認に当たり、課税情報を照会することがあります。
- ③ 支給要件に該当するか確認できない場合は、関係書類の提出をお願いする場合があります。
- ④ 期限までに確認書の提出がない場合、又は特段の事情がなく市が申請者等への連絡・確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ⑤ 支給後、修正申告等により令和5年度住民税が課税(所得割)になった場合や、均等割のみ課税世帯に世帯全員が扶養されていることが判明したときは、給付金を返還していただきます。






支給対象者（支給要件）

■ 支給対象となる(○)場合

例①：世帯員が均等割のみ課税者と非課税者であり、課税者に扶養されていない場合











別世帯の課税者  (課税者)	薩摩川内市在住の世帯  (均等割のみ課税者)  (非課税者)  (非課税者)  (非課税者)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が均等割のみ課税者と非課税者 → ○ 世帯全員が課税者に扶養されていない → ○
--	---	---

例②：課税者の扶養親族でない世帯員がいる場合

別世帯の課税者  (課税者)	薩摩川内市在住の世帯  (被扶養者)  (被扶養者)  (被扶養者)  (均等割のみ課税者)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が均等割のみ課税者と非課税者 → ○ 世帯全員が課税者に扶養されていない (母が扶養されていない) → ○
--	---	--

■ 支給対象とならない(×)場合

例③：世帯員の全てが課税者に扶養されている場合

別世帯の課税者  (課税者)	薩摩川内市在住の世帯 (例：妻と子と母が別世帯の夫の扶養になっている)  (被扶養者)  (被扶養者)  (被扶養者)  (均等割のみ課税者)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯が均等割のみ課税者と非課税者 → ○ <u>世帯全員が別世帯の課税者に扶養されている</u> → ×
別世帯の課税者  (課税者)	薩摩川内市在住の均等割のみ課税世帯 (例：父と母が別世帯の子の扶養になっている)  (被扶養者)  (被扶養者)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が均等割のみ課税者 → ○ <u>世帯全員が別世帯の課税者に扶養されている</u> → ×
別世帯の課税者 (均等割のみ課税者)  (均等割のみ課税者)	薩摩川内市在住の非課税世帯 (例：母が別世帯の子の扶養になっている)  (被扶養者)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が非課税者 → ○ <u>世帯全員が別世帯の均等割のみ課税者に扶養されている</u> → ×

※ 次の方々は、対象外となります。

- ・ 子(課税)に扶養されている両親(均等割のみ課税)の世帯
- ・ 親(均等割のみ課税)に扶養されている学生(非課税)などの単身世帯
- ・ 単身赴任の方(課税)に扶養されている家族(均等割のみ課税)のみの世帯
- ・ 令和5年から就職した新社会人(均等割のみ課税)の世帯(令和5年度住民税の算定対象となる令和4年1月から12月の期間において、税法上、親(課税)に扶養されている場合は対象外)

● DV等で避難されている方は、窓口までご連絡ください。



住民税均等割のみ課税世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに国、都道府県、市区町村(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

薩摩川内市 価格高騰対策支援給付金事務局 (本庁舎6階 605会議室)



0996-23-5831 受付時間 平日8:30~17:15 (土日祝を除く)